

議案第 88 号

前橋市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例の改正について

令和 4 年 9 月 1 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

前橋市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例（平成 21 年前橋市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表以外の部分中「又は」を「若しくは同条第 6 項及び第 7 項の規定による長期優良住宅維持保全計画の認定又は」に、「の変更」を「若しくは長期優良住宅維持保全計画の変更」に改め、同項の表左欄中「工事の種別」を「種別」に、「増築又は改築」を「新築以外」に改め、同表に注として次のように加える。

注 新築以外とは、増築、改築又は法第 2 条第 3 項の維持保全を行う場合をいう。

第 2 条第 2 項の表左欄中「工事の種別」を「種別」に、「増築又は改築」を「新築以外」に改め、同表注を次のように改める。

注 1 「型数」とは、同一の形状、面積、位置、仕様等の住戸の種類の数进行う。

2 「新築以外」とは、増築、改築又は法第 2 条第 3 項の維持保全計画を行う場合进行う。

第 2 条に次の 1 項を加える。

8 法第 18 条第 1 項に規定する容積率の特例の許可を申請する者は、16 万円の手数料を納付しなければならない。

附 則

この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。